十五番地の一、十五番地の二、十五番地の四から十五番地の九まで、十六番地の一、十六番地の二、十八番地の一、十八番地の二、十九番地の一及び十九番地の二、字西沖の二の六番地から八番地まで並びに字西沖の三の十番地五、十一番地四、十二番地二から十二番地四まで、十三番地二及び十三番地三並びに大字小野田字一の北山七十九番地、七十九番地の一、八十番地の一、八十番地の二、八十一番地の一、八十二番地、八十三番地の一、八十四番地、八十五番地、八十六番地及び千七百四十七番地の一、字二の北山百十五番地、百十九番地一、百十九番地二、百二十一番地の一、百二十一番地の二、百二十四番地の三、百二十四番地の四、百二十五番地、百二十六番地、百二十八番地及び百三十二番地、字東一の大泊百三十三番地、百三十六番地、百三十八番地、百四十番地、百四十七番地及び千七百五十三番地、字東二の大泊百六十三番地、百六十五番地、百七十九番地の一及び百八十番地の二、字東田の尻百五十一番地から百五十三番地まで、百六十一番地、百六十二番地、千七百五十四番地及び千七百五十五番地、字東高尾千番地の一、千十六番地の一及び千九百三十八番地の二、千二十八番地及び千三十三番地、字向ケ原千三十四番地及び千三十五番地の二、字松山千三十九番地一、千四十五番地及び千四十八番地、字泉ケ浴千五十番地及び千五十七番地、字狐崎千五十九番地及び千六十二番地、字高尾千百三十一番地の一及び千百三十一番地の四、字西高尾千三十一番地の二十二、千百三十一番地の十四及び千百三十一番地の二十二、字石千見千八番地、字一の石千見千九百三十九番地、千九百四十一番地の三、二千八百九十八番地、二千九百九番地の一及び千九百十一番地の二、千三十四番地、千三十五番地の一、千三十五番地の二及び千三十六番地、字松山千三十九番地一から千三十九番地四まで、千四十番地、千四十五番地、千四十六番地、千四十八番地及び千四十九番地、字泉ケ浴千五十番地、千五十三番地、千五十五番地の一、千五十七番地の二、千五十八番地、字狐崎千五十九番地及び千六十二番地から千七十五番地まで、字高尾千百三十一番地の一、千百三十一番地の四、千百三十一番地の十八、千百三十一番地の二十及び千百三十一番地の二十一、字西高尾千三十一番地の二十二、千百三十一番地の十四及び千百三十一番地の二十二、字石千見千八番地、字一の石千見千九百三十九番地、千九百四十一番地の三、二千八百九十八番地、二千九百九番地の一、二千九百十一番地、二千九百十二番地及び二千九百十三番地の二、字繁開作三千七百三十六番地の一、三千七百四十番地の二、三千七百四十八番地の一、三千七百五十四番地の二及び三千七百六十二番地の四、字長沢二宮開作七千四百八十九番地の一、七千四百八十九番地の二、七千四百八十九番地の四、七千四百八十九番地の五、七千四百八十九番地の七、七千四百八十九番地の八及び七千四百八十九番地の十から七千四百八十九番地の二十二まで、字赤崎一番地、千八十八番地の二及び千九十一番地並びに字北山千七十六番地、千七十七番地、千七十八番地の一、千七十八番地の二及び千七十九番地から千八十三番地までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

［五十六～七十五　略］

備考　表中の「〃」の記載は注記である。